



薩摩川内市ではたく人の未来を応援したい!

薩摩川内市 産業支援センター

市内で事業をされている方、これから何かを始めたいと思っている方。新しい一歩を踏み出すとき、迷いや悩み、漠然とした不安はつきもの。そんなあなたをサポートします!

【問合せ先】=本庁商工政策課企業支援グループ ☎(23)5111(内線4322)

薩摩川内市 産業支援センターは…

本年4月に、企業支援、創業支援の専門家である「コーディネーター」を配置し、総合的な支援を行うワンストップ相談窓口として誕生しました。

総合的な支援とは…

- 市内の企業が抱える課題への対応
- 創業など新たな事業展開への支援
- 企業間や関係機関との連携 他

こんな不安や悩みは ありませんか?

- 売上を伸ばしたいけれど、何から手をつければいいのか分からない。
- 新しい事業を始めたい。
- 集客できるチラシをつくりたい。
- 事業を誰かに継承したい。
- 人を採用したい。
- さまざまな業種とマッチングしたい。
- 資金調達で困っている。

事業所、創業予定の皆さんの悩みはさまざまです。同センターでは、そんな個々の悩みにタイムリーに対応し、相談↓提案↓連携↓解決のサイクルで、一緒になって、次のステージへステップアップしていくことを目指します。金融面、技術面、販路開拓支援など、幅広いニーズに対応できるコーディネーターと共に、大きな一歩を踏み出してみませんか。

主な事業

(1)相談・コーディネーター業務

- ①市内事業者および創業予定者のワンストップ相談窓口運営と課題解決方法の提案
- ②新事業の創出を促進するための総合的な支援
- ③市内事業者や学術シーズ(技術やノウハウ)などの情報把握と人的ネットワークの構築
- ④市内事業者間のマッチング、情報交換、共同研究などの調整
- ⑤市内事業者の訪問

(2)セミナーなどの企画・開催

- ①市内事業者および創業予定者向けセミナー、交流会の企画・開催
- ②セミナー、講習会の広報

(3)業務管理・広報

- ①産業振興情報の収集および提供
- ②情報機関紙の発行
- ③関係機関(市内商工団体、薩摩川内市企業連携協議会など)とのネットワークの構築

●センターの概要

【所在地】
〒895-0027 西向田町6番32号サンビル本館1階
☎(41)3252
☎(41)3253

【開館日】
月曜日から土曜日
*休館日は、日曜日および祝日、年末・年始(12月29日から翌1月3日)

【開館時間】
8時30分～17時15分



私たちがコーディネーターです

相談無料
サポート無料
アフターフォロー無料

〈センター長〉
とくなが はるお
徳永 春雄

〈副センター長〉
ひがしかわうち なおふみ
東川内 尚文

「センターの利用方法」
相談は予約制とし、電話、ファクスで受け付けます。業種は問いません。気軽に相談ください。



空き家改修支援事業補助金・空き家情報登録制度「空き家バンク」

空き家を有効利用し、豊かな地域づくりを

【申請・問合せ先】=本庁企画政策課企画総務グループ ☎(23)5111(内線4822)

空き家改修支援事業補助金

空き家の改修に係る費用の一部を、次のおり補助します。活用ください。

【対象の空き家】=次の条件をどちらも満たす市内に所在する住宅

- ▼3年以上継続して居住者がいない。
- ▼建築後10年以上が経過している。(共同住宅および宅地建物取引業者が管理する借家住宅は除く)

【補助対象工事】=住宅の機能の向上のために行う改修工事

【申請期間】=随時

【申請場所】=本庁企画政策課または各支所地域振興課地域振興グループ

【注意事項】=

- ▼補助金の交付は、同一住宅について一回限りです。
- ▼申請は、必ず改修工事の「着手前」に行ってください。
- ▼申請件数が多い場合は、予算の範囲内で交付します。

*制度の詳細については、市ホームページ上でも確認できます。

対象者	地区コミュニティ協議会・自治会など	個人 (市内に1年以上住んでいる方)
改修目的	地域課題を解消する目的で、空き家を賃借し、改修するもの	居住目的で、空き家の所有者または賃借人が改修するもの
補助率	工事費の4分の3	工事費の3分の1
補助金額	300万円	40万円
補助条件	改修後5年以上利用すること	改修後3年以上居住すること

空き家情報登録制度 「空き家バンク」

市内の空き家を有効利用して地域活性化を図るため、本市に移住を検討している利用希望者に対して、売却または賃貸を希望する所有者などから、申し込みを受けた空き家情報の提供を行っています。

【登録できる空き家】=次の条件をいずれも満たす市内の住宅(その敷地を含む)

- ▼個人の居住用の住宅
- ▼現在誰も住んでいない、または、近い将来住まなくなる住宅

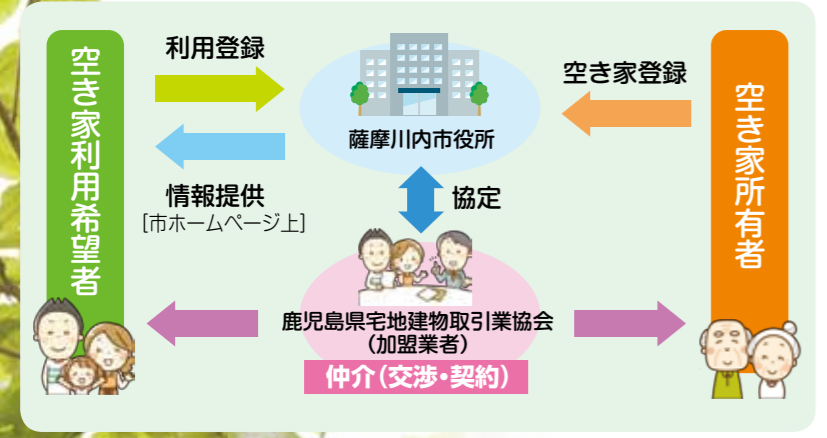
【利用できる方】=定住目的で市内に転入しようとする方、または、定期的に滞在し、経済・教育・文化・芸術活動などにより、地域活性化に寄与しようとする方

*詳細は、市ホームページ上(よかまちきやんせ倶楽部)に記載されています。

【注意事項】=

▼空き家の所有者と利用希望者間の仲介業務(具体的な交渉・契約)は、本

【空き家バンクイメージ図】



市と協定を結んでいる鹿児島県宅地建物取引業協会に加盟する業者が行います。
*制度の詳細については、市ホームページ上でも確認できます。